

## 林業信用保証業務細則

平成 15 年 10 月 3 日独信基(303)平成 15 年第 0016 号  
最終改正：令和 3 年 5 月 11 日独信基 302 令和 3 年度第 26 号

### (目的)

第 1 条 この細則は、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第 36 条の規定に基づき、業務方法書第 20 条の債務保証に係る業務の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (保証する債務)

第 2 条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下、「信用基金」という。）が保証する債務は、次条に規定する者が、第 4 条各号に掲げる融資機関から第 5 条第 1 項各号に掲げる資金の借入れ（手形の割引を受けることを含む。以下同じ。）をすることにより当該融資機関に対して負担する債務とする。

### (定義)

第 2 条の 2 この細則における定義は、次のとおりとする。

- (1) 「林業・木材産業改善資金」とは、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号。以下「改善資金法」という。）第 2 条に定めるものをいう。
- (2) 「林業経営改善資金」とは、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号。以下「暫定措置法」という。）第 3 条第 1 項の林業経営改善計画の認定を受けた者（以下「林業経営改善計画認定者」という。）が造林又は育林を実施するのに必要な資金（林業経営改善計画の円滑な実施に資するものに限る。）をいう。
- (3) 「合理化資金」とは、暫定措置法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により認定を受けた合理化計画（以下「認定合理化計画」という。）を実施するのに必要な資金であって、資金の種類が第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げるものをいう。
- (4) 「木材安定供給確保事業資金」とは、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第 47 号。以下「木材安定供給特措法」という。）第 4 条第 1 項の事業計画の認定を受けた者（以下「木材安定供給確保事業計画認定者」という。）が当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金をいう。
- (5) 「林業・木材産業災害復旧資金」とは、林野庁長官が指定する災害により被害を受けた林業者・木材産業者等が災害復旧等を実施するのに必要な資金をいう。

### (被保証者の資格)

第 3 条 信用基金の被保証者となる資格を有する者は、次に掲げる者であって信用基金に出資しているもの（第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる資金については、その者が独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号。以下「信用基金法」と

いう。) 第 13 条第 2 項第 2 号に掲げる者 (以下「組合」という。) である場合には、その直接の構成員となっている第 1 号に掲げる者を含み、第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる資金については、その者が第 3 号に掲げる者である場合には、その直接の構成員となっている第 2 号に掲げる者を含む。) であって、その持分が共有されていないものとする。

- (1) 林業者等 (信用基金法第 13 条第 2 項に掲げる者及び組合をいう。以下同じ。)
- (2) 木材卸売業者等 (改善資金法第 17 条第 1 号に掲げる者、暫定措置法第 6 条第 1 項第 3 号ハに掲げる者をいう。以下同じ。)
- (3) 木材卸売業者等組合 (改善資金法第 17 条第 2 号に掲げる者又は暫定措置法第 6 条第 1 項第 3 号ロに掲げる者をいう。以下同じ。)
- (4) 木材安定供給特措法第 16 条第 2 号に掲げる者

(融資機関)

第 4 条 この細則における「融資機関」とは、次の表の左欄に掲げる業務について、それぞれ同表の右欄に掲げる者をいう。

(1) 次に掲げる業務以外の業務	イ 農林中央金庫 ロ 森林組合法 (昭和 53 年法律第 36 号) 第 9 条第 2 項第 1 号に掲げる事業を行う森林組合で農林水産大臣及び財務大臣が指定するもの ハ 森林組合法第 101 条第 1 項第 3 号に掲げる事業を行う森林組合連合会 ニ 中小企業等協同組合法 (昭和 24 年法律第 181 号) 第 9 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業を行う事業協同組合で農林水産大臣及び財務大臣が指定するもの ホ 中小企業等協同組合法第 9 条の 9 第 1 項第 2 号に掲げる事業を行う協同組合連合会 ヘ 株式会社商工組合中央金庫 ト 銀行 チ 信用金庫 リ 農業協同組合法 (昭和 22 年法律第 132 号) 第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せて行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 ヌ 信用協同組合
(2) 改善資金法第 17 条の規定による債務保証業務	イ 農林中央金庫 ロ 森林組合法第 9 条第 2 項第 1 号に掲げる事業を行う森林組合で農林水産大臣が指定するもの

	ハ 森林組合法第 101 条第 1 項第 3 号に掲げる事業を行う森林組合連合会 ニ 中小企業等協同組合法第 9 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業を行う事業協同組合で農林水産大臣が指定するもの ホ 中小企業等協同組合法第 9 条の 9 第 1 項第 2 号に掲げる事業を行う協同組合連合会 ヘ 銀行 ト 信用金庫 チ 農業協同組合法第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せて行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 リ 信用協同組合
--	---

(保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度)

第 5 条 信用基金が債務の保証を行う資金は、次に掲げる資金とする。

- (1) 出資者である林業者等（その者が組合である場合には、その直接の構成員となっている林業者等を含む。）がその林業の経営のために必要とする資金で次に該当するもの
  - イ 造林又は育林のために必要な資金
  - ロ 素材の生産のために必要な資金
  - ハ 木材・木製品の製造のために必要な資金
  - ニ 林業種苗の生産のために必要な資金
  - ホ 薪炭の生産のために必要な資金
  - ヘ きこの生産のために必要な資金
- (2) 出資者である組合がその直接の構成員となっている林業者等に対し前号に掲げる資金を貸し付けるために必要とする資金
- (3) 出資者である組合がその直接又は間接の構成員となっている林業者等にその林業の経営に必要な次に掲げる資材を供給するためにこれらの資材を購入し、保管し、又は運搬するために必要とする資金
  - イ 素材の生産のために必要な資材
  - ロ 木材・木製品の製造のために必要な資材
  - ハ 林業種苗の生産のために必要な資材
  - ニ 薪炭の生産のために必要な資材
  - ホ きこの生産のために必要な資材
  - ヘ 林業種苗、薬剤、肥料その他の造林又は育林のために必要な資材
- (4) 出資者である木材卸売業者等及び木材卸売業者等組合（その者が木材卸売業者等組合である場合には、その直接の構成員となっている木材卸売業者等を含む。）で改善資金法第 7 条第 1 項の林業・木材産業改善措置に関する計画の認定を受けた者が当該認定に係る措置を実施するのに必要な資金
- (5) 出資者である暫定措置法第 6 条第 1 項第 3 号イに掲げる者、木材卸売業者等及

び木材卸売業者等組合（その者が木材卸売業者等組合である場合には、その直接の構成員となっている木材卸売業者等を含む。）で暫定措置法第4条第1項又は第2項の合理化計画の認定を受けた者（以下「合理化計画認定者」という。）が、当該認定に係る同条第3項第2号の措置（以下「合理化事業」という。）を実施するのに必要な資金で、木材の卸売のために必要なもの又は木材の取引のための市場の開設もしくは改良のために必要なもの

(6) 出資者である木材安定供給特措法第16条第2号に掲げる者、木材卸売業者等、木材卸売業者等組合（その者が木材卸売業者等組合である場合には、その直接の構成員となっている木材卸売業者等を含む。）及び木材製品利用事業者で木材安定供給特措法第4条第1項の事業計画（森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成した認定事業計画に係るものに限る。）の認定を受けた者（以下「木材安定供給確保事業計画認定者」という。）が当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金

2 前項の資金の借入期間の最高限度は、次の各号に掲げる資金ごとに、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設備（ほだ木を除く。）の新設又は改良に係る資金 15年
- (2) 前号に掲げる資金以外の資金 3年（長期運転資金の場合 7年）
- (3) 前2号の規定にかかわらず、事業再生支援のため全関係機関が協調してリファイナンスを行う場合のその資金 全関係機関が協調して対応する期間
- (4) 前3号の規定にかかわらず、林業・木材産業災害復旧資金の借入期間の最高限度は、次に掲げるとおりとする。

ア 設備（ほだ木を除く。）の新設又は改良に係る資金 15年

イ アに掲げる資金以外の資金 5年（長期運転資金の場合 7年）

3 既に信用基金の保証を受けている資金で、自己の責に帰すべきでないと認められる次の事由により、信用基金の保証に係る借入金をその弁済期日までに弁済することが困難になった場合は、前項で定める借入期間の最高限度を延長することができる。

- ① 天災、火災等による被害又は作業遅延
- ② 事業主、家族、従業員等の死傷病等
- ③ 取引先の倒産、転貸資金の返済遅延、労務事情の悪化による事業の遅延その他通常予測できない経営上の事由

4 前2項の規定にかかわらず、合理化計画認定者が、合理化事業を実施するのに必要な資金又は木材安定供給確保事業計画認定者が木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金のうち次の各号に掲げる資金については、その借入期間の最高限度は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設備資金 15年
- (2) 運転資金 5年

5 前3項の規定にかかわらず、改善資金法の定めるところにより貸し付けられる林業・木材産業改善資金については、その借入期間の最高限度は、10年とする。ただし、林業・木材産業改善資金のうち次の各号に掲げる資金については、その借入期間の最高限度は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 暫定措置法第9条に規定する資金 12年
- (2) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第7条に規定する資金 15年
- (3) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第12条に規定する資金 12年
- (4) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第9条に規定する資金 12年
- (5) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条に規定する資金 12年
- (6) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第11条及び第16条に規定する資金 12年
- (7) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第10条第2項に規定する資金 12年
- (8) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条の6第1項に規定する資金 12年
- (9) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第15条に規定する資金 12年

（一被保証者についての保証の金額の最高限度）

第6条 信用基金の一被保証者についての保証の金額の最高限度は、その者の保証に係る元本の残高に係る保証の額が、次の各号に掲げる額の合計額となる場合の保証残高の合計額とする。

- (1) その者の信用基金に対する払込済み出資額の30倍に相当する額
  - (2) その者の信用基金に対する払込済み出資額に、林業者等、木材卸売業者等、木材卸売業者等組合及び木材安定供給特措法第16条第2号に掲げる者でその者の所在地の属する都道府県の区域内に住所を有する者の信用基金への出資額の前年度末における合計に対する当該都道府県の信用基金に対する出資額の割合（その割合が100分の100を超える場合にあっては、100分の100）の15倍の値（その値が、小数点以下の端数を有する場合にあっては、端数を切り上げる。）を乗じて得た額（以下「加算額」という。）
- 2 次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、信用基金の一被保証者についての保証の金額の最高限度は、その者の保証に係る元本の残高に係る保証の額が、当該各号に掲げる額となる場合の保証残高の合計額とする。
- (1) 被保証者が組合（木材卸売業者等組合を含む。以下この号、次号及び次条において同じ。）である場合、当該組合の信用基金に対する払込済み出資額の30倍に相当する額に加算額を加えて得た額から次号の場合における林業者等、木材卸売業者等又は木材安定供給特措法第16条第2号に掲げる者の保証に係る元本の残高に係る保証の額の合計額を差し引いた額
  - (2) 被保証者が組合の出資により保証を受ける場合、当該組合の信用基金に対する払込済み出資額の30倍に相当する額に加算額を加えて得た額から当該組合の保証に係る元本の残高に係る保証の額及び林業者等、木材卸売業者等（当該被保証

- 者を除く。)又は木材安定供給特措法第16条第2号に掲げる者が当該組合の出資により受ける保証に係る元本の残高に係る保証の額の合計額を差し引いた額
- 3 前2項の規定にかかわらず、信用基金の一被保証者についての保証残高の最高限度額は、6億円とする。

(保証の範囲)

第7条 信用基金が保証する債務の範囲は、その保証に係る借入金の元本、利息及び遅延損害金の合計額の残高(以下「元利等の残高」という。)に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、その保証に係る資金が次の各号に掲げるものである場合は、信用基金が保証する債務の範囲は、その保証に係る元利等の残高に100分の100を乗じて得た額とすることができる。

- (1) 災害(新型コロナウイルス感染症を含む)により被害を受けた林業者・木材産業者等が災害復旧等をするために必要な資金
- (2) 改善資金法に基づく資金、暫定措置法及び木材安定供給特措法に基づき認定された計画の実施に必要な資金

2 前項の遅延損害金は、債務保証契約で定める貸付利率により算出するものとする。

(事前相談)

第8条 信用基金は、別に定める債務保証協議事前相談取扱要領に基づき、融資機関からの申出により、事前相談に応ずることができるものとする。

(債務保証の申込み)

第8条の2 信用基金は、融資機関から貸付け(手形の割引を含む。以下同じ。)を受けようとする者の依頼によって保証する。

第9条 信用基金は、信用基金に保証を依頼しようとする者に、借入れの申込みの際に債務保証依頼書1通をその借入れの申込みをした融資機関を経由して信用基金に提出させるものとする。

2 信用基金は、融資機関が信用基金の保証によって貸付けをしようとするときは、前項の債務保証依頼書1通にその融資機関の調査意見を付した債務保証協議書1通を添付して信用基金に提出させるものとする。

3 信用基金は、前2項に定める書類の提出について、次の各号の書類を添付させるものとする。ただし、添付書類については、その内容が既往の債務保証依頼書に添付したものと変化がない場合は、添付を省略できるものとする。

- (1) 第7条第1項第1号に掲げる資金の債務に係る場合 市町村長による罹災証明書等の写し又は市町村長等による被災証明書等
- (2) 第7条第1項第2号に掲げる資金のうち、林業・木材産業改善資金の債務に係る場合 林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書の写及び同認定書の写
- (3) 第7条第1項第2号に掲げる資金のうち、
  - ① 林業経営改善資金の債務に係る場合 林業経営改善計画認定申請書の写及び同認定書の写

- ② 合理化資金の債務に係る場合 合理化計画認定申請書の写、同認定書の写及び数人共同の事業体に係る参考資料（共同体の場合に限る。）の写
- (4) 第7条第1項第2号に掲げる資金のうち、木材安定供給確保事業資金の債務に係る場合 木材安定供給確保事業計画認定申請書の写及び同認定書の写
- 4 第1項及び第2項に定める書類の提出について、第17条第3項の規定に基づき連帯保証人を立てることを免ずる保証の場合は、「無保証人保証」申込人資格申告書を添付させるものとする。

(債務保証の承諾等)

- 第10条 信用基金が前条の書類を受けたときは、速やかに審査し、必要があると認めるときは、保証を依頼した者について実地に調査するものとする。
- 2 信用基金は前項の審査又は調査をしたときは、速やかに、保証の諾否を決定し、保証を承諾することを決定したときは、債務保証書をその融資機関に交付し、かつ、保証を依頼した者に債務保証承諾書を交付するものとし、保証を拒絶することを決定したときは、その旨をその融資機関及び保証を依頼した者に通知するものとする。
- 3 信用基金は、前項の保証の諾否の決定に当たって必要があると認めるときは、都道府県知事又は財務大臣若しくは農林水産大臣に意見を求めるものとする。
- 4 信用基金は、保証を承諾することを決定したときは、被保証者の守るべき条件その他必要な事項につき被保証者から誓約書を徴求し、被保証者と特約を結ぶことがある。

(貸付の報告)

- 第11条 信用基金は、融資機関が信用基金の保証に係る貸付けの手続きを完了したときは、遅滞なく、貸付実行報告書を信用基金に提出させるものとする。

(保証契約の変更の申込み)

- 第12条 信用基金は、被保証者が、やむを得ない事情により信用基金の保証に係る借入れの弁済期限その他の弁済方法を変更し、引き続き保証を受けようとするときは、保証契約変更願書を当初の弁済期限までに当該債権者たる融資機関を通じて信用基金に提出させるものとする。
- 2 信用基金は、融資機関が前項の願書を受け、適当と認めるときは、保証契約変更願書にその融資機関の調査意見を付した保証契約変更協議書を添付して信用基金に提出させるものとする。
- 3 第9条第4項の規定は、第1項及び第2項に定める書類の提出の場合に準用する。

(保証契約の変更の承諾等)

- 第13条 信用基金は、前条の書類を受けたときは、遅滞なく審査し、必要があると認めるときは、被保証者について実地に調査するものとする。
- 2 信用基金は、前項の審査又は調査をしたときは、遅滞なく、その変更の諾否を決定し、変更を承諾することを決定したときは、保証契約変更書をその融資機関に交付し、かつ、被保証者に保証契約変更承諾書を交付するものとし、変更を拒絶する

ことを決定したときは、その旨をその融資機関及び被保証者に通知するものとする。

3 第10条第3項及び第4項の規定は、保証契約の変更について準用する。

(弁済方法の変更の報告)

第14条 信用基金は、融資機関が、前条第2項の保証契約の変更の承諾に基づいて弁済期限その他の弁済方法の変更の手続きを完了したときは、遅滞なく、保証契約変更通知書を信用基金に提出させるものとする。

(保証料)

第15条 保証料は、次表の区分欄の場合ごとに、被保証債務の額に保証料率欄に掲げる保証料率のうち、被保証者の財務状況等リスクに応じて適用するいずれかの料率を乗じて得た額とする。

区分	保証料率
I. その保証に係る資金が、林業・木材産業改善資金である場合、林業経営改善資金である場合、合理化資金である場合又は木材安定供給確保事業資金である場合	年0.15パーセント 年0.30パーセント 年0.45パーセント 年0.68パーセント 年0.83パーセント 年0.98パーセント 年1.13パーセント 年1.35パーセント
II. その保証に係る資金が、上記Iに掲げる資金以外の資金である場合	年0.20パーセント 年0.40パーセント 年0.60パーセント 年0.90パーセント 年1.10パーセント 年1.30パーセント 年1.50パーセント 年1.80パーセント

2 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 保証料は、貸付けと同時に（第13条第2項の規定による承諾に基づいて弁済期限その他の弁済方法の変更があったときはその時に）被保証者から徴収するものとする。この場合において、借入期間が1年を超える資金に係る債務についての保証料については、1年ごとに分割して徴収するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、国による保証料免除に係る支援措置が講じられている場合は、当該免除期間の範囲内で、保証料を免除することができることとする。

5 信用基金は、保証料を信用基金の保証による貸付けを行った融資機関に徴収させるものとする。ただし、保証料を分割して徴収する場合において、第2回以後に係

るものは信用基金が直接徴収することがある。

- 6 信用基金は、融資機関が信用基金に代わって徴収した保証料を毎月末にとりまとめて保証料送金通知書を添付して翌月 10 日までに信用基金に送金させるものとする。ただし、都合によりその都度これを送金させることがある。
- 7 被保証者が、普通保証において期限前に完済した場合、又は根保証（手形割引及び当座貸越根保証を除く。第 8 項において同じ。）において根保証期間満了前に完済した場合には、残余の保証期間に相当する保証料の額を払い戻すものとする。
- 8 被保証者が、根保証において根保証極度額を満度に利用しなかった場合には、未利用分に相当する保証料の額を払い戻すものとする。なお、前項に定める要件とこの項に定める要件の両方に該当する場合は、残余の保証期間に相当する保証料の額及び未利用分に相当する保証料の額の合計額を払い戻すものとする。
- 9 第 7 項又は前項の払い戻しにあたっては、融資機関からの請求によるものとし、その請求期間は、完済した日又は根保証期間満了日の翌日から 3 ヶ月以内とする。なお、利息制限法（昭和 29 年法律第 100 号）の定めを超えた保証料を払い戻す場合は、この限りではない。
- 10 払い戻す場合においては、第 7 項又は第 8 項の額から手数料として 10 パーセントを控除し、当該控除後の金額が 1,000 円未満の場合は払い戻さないものとする。ただし、利息制限法の定めを超えた保証料を払い戻す場合は、この限りではない。

#### （保証料に係る違約金）

- 第 16 条 信用基金は、被保証者が保証料の納付を怠ったときは、納付期日後納付すべき金額に対し、納付期日の翌日から納付完了の日までの日数に応じ年 14.5 パーセントの割合で計算した額の違約金を徴収するものとする。
- 2 前項の違約金については、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

#### （連帯保証人等）

- 第 17 条 信用基金は、信用基金に保証を依頼しようとする者に、原則として連帯保証人を立てさせるほか、特に必要があると認めるときは担保を提供させるものとする。
- 2 信用基金は、融資機関が信用基金の保証による貸付けを行った後においても、前項に掲げる事項の全部又は一部を被保証者に対し請求することがある。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより連帯保証人を立てることを免ずるものとする。

#### （被保証者の通知義務）

- 第 18 条 信用基金は、被保証者に、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を信用基金に通知させるものとする。
- (1) 期限の利益を失い、融資機関から債務の弁済の請求を受けたとき。
  - (2) 融資機関に対して負担する債務の全部又は一部を弁済したとき。
  - (3) 融資機関と被保証者との間に債務の更改、相殺、免除、担保物件の変動等現債務に影響を及ぼす事由が発生したとき。

- (4) その保証に係る資金が改善資金法に定めるところにより貸し付けられる林業・木材産業改善資金である場合に、改善資金法第7条第1項の規定により認定を受けた林業・木材産業改善措置に関する計画の認定が取り消されたとき。
- (5) その保証に係る資金が林業経営改善計画認定者が造林又は育林を実施するのに必要な資金である場合に、暫定措置法第3条第1項の規定により認定を受けた林業経営改善計画を変更し、又は当該認定が取り消されたとき。
- (6) その保証に係る資金が第5条第1項第5号に掲げる資金である場合に、認定合理化計画を変更し、又は当該認定が取り消されたとき。
- (7) その保証に係る資金が第5条第1項第6号に掲げる資金である場合に、認定木材安定供給事業計画を変更し、又は当該認定が取り消されたとき。

(業務又は財産状況の報告の徴収等)

第19条 信用基金は、必要があると認めるときは、被保証者の業務及び財産の状況並びに債務の履行のための措置について報告を徴し、調査をし、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めるものとする。

- 2 前項の場合において、被保証者は、同項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査若しくは書類若しくは帳簿の閲覧を拒んではならないものとする。

(保証債務の弁済等)

第20条 信用基金は、融資機関が被保証者につき債務の履行を困難にする事情を予見し、又は知ったときは遅滞なく信用基金に通知させるものとする。

第21条 被保証者が信用基金の保証に係る債務の弁済期限到来の日（分割償還の場合は、各償還期日。以下同じ。）又は期限の利益を失った日において、なおその債務の全部又は一部の履行をしない場合には、信用基金は、融資機関に信用基金が保証していない債権の取立てと同じ方法をもって債権の取立てをさせるものとする。

第22条 被保証者が信用基金の保証に係る債務の弁済期限到来の日又は期限の利益を失った日から3月を経過した後なおその債務の全部又は一部の履行をしない場合において、融資機関の請求があったときは、信用基金は、当該融資機関に対し、直ちに保証債務を弁済するものとする。

- 2 前項の請求は、代位弁済支払請求書に計算書及び証ひょう書類を添え、信用基金に提出してこれを行わせるものとし、債務の弁済期限到来の日又は被保証者が期限の利益を失った日から1年を経過した日以後においては、これを行わせないものとする。
- 3 信用基金は、必要と認めるときは、第1項の期間を短縮することがある。この場合には、その旨を融資機関に通知するものとする。

第23条 信用基金は、融資機関が被保証債務の取立てのため特別の費用を要したときは、その費用を弁済することがある。

第 24 条 融資機関が、被保証者の当該融資機関又は第三者に対する既存の債務の全部又は一部を消滅させるためのものであることを知って保証による貸付けを行ったときは、信用基金は、当該保証債務の弁済の義務を免れるものとする。ただし、信用基金が特別の事情があると認め、融資機関に対し承諾書を交付したときは、この限りではない。

第 25 条 融資機関が、故意又は重大な過失により、債権の保全を怠り、又は取立てをすることを怠ったため、被保証者から債権の全部又は一部の弁済を受けることができなかった場合においては、信用基金は、当該融資機関が適切な措置をとれば弁済を受けることができたであろう限度において、弁済の義務を免れるものとする。

2 融資機関が、第 22 条第 1 項の規定により信用基金に対し、代位弁済の請求権を有するようになった日から 20 日以内に代位弁済支払請求書を提出しなかった場合には、信用基金は、当該期間の満了する日の翌日以後の遅延損害金については保証債務の履行の責めを免れるものとする。

(求償権の取得)

第 26 条 信用基金がその保証債務を弁済したときは、その時において、信用基金は当該被保証者に対し、その弁済した金額に相当する求償権を取得するものとする。

2 信用基金が求償権を取得したときは、遅滞なく、その旨を当該求償権に係る債務者に通知するものとする。

(求償権の行使方法)

第 27 条 前条第 2 項の通知をしたときは、信用基金は、その者にその求償権の行使方法を提示するものとする。

(保証債務の弁済に係る違約金)

第 28 条 信用基金が融資機関に保証債務を弁済したときは、弁済に要した費用及び求償権の残高に対し、弁済の日から納付を完了する日までの日数に応じ年 14.5 パーセント以内の割合で計算した額の違約金を徴収するものとする。

2 前項の違約金については、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(求償権の償却)

第 29 条 信用基金が第 26 条第 1 項の規定により取得した求償権は、次の各号の一に該当する場合には、その全部又は一部を償却することができる。

- (1) 当該求償権に係る債務の債務者の破産等の理由により、当該債務の全部又は一部の弁済の見込みがないと認められる場合
- (2) 当該求償権に係る債務の債務者が天災地変その他の事情により著しい損害を受け、当該債務の全部又は一部の弁済の見込みがないと認められる場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、当該求償権に係る債務の弁済が著しく困難であると認められる場合

(雑則)

第 30 条 この細則の実施に関し必要な事項及び手続き等については、別にこれを定める。

附 則

この細則の変更は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則の変更は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日までに保証の申込を受理したものは従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この細則の変更は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 9 月 30 日までに保証の申込を受理したものは従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この細則の変更は、平成 19 年 11 月 20 日から施行する。
- 2 平成 19 年 11 月 19 日までに保証の申込を受理したものは従前の規定を適用する。

附 則

この細則の変更は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則の変更は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 5 月 31 日までに保証の申込を受理したものは従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この細則の変更は、平成 20 年 8 月 19 日から施行する。
- 2 平成 20 年 8 月 18 日までに保証の申込を受理したものは従前の規定を適用する。

附 則

この細則の変更は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この細則の変更にかかる施行日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第7条第1項第3号の規定の変更 平成21年6月1日
- (2) 第5条第2項第3号及び第7条第1項第9号の規定の変更 平成21年6月2日

附 則

この細則の変更は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則の変更は、平成22年6月18日から施行する。
- 2 平成22年6月17日までに融資機関が信用基金の保証に係る貸付けを行ったものについては従前の規定を適用する。

附 則

この細則の変更は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成26年12月15日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

- 1 この細則の変更は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日までに保証の申込を受理したもの（根保証極度額を満度に利用しなかった場合において、未利用分に相当する保証料の額を払い戻すこととして個別に決定した案件を除く。）は従前の規定を適用する。

附 則

この細則の変更は、平成28年12月15日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成 30 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成 30 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成 31 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この細則の変更は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則の改正は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の改正前に債務保証契約を締結している既往契約については、改正後の規定の適用について個別に協議して決める。
- 3 以下の細則、要領、マニュアル及び取扱については、この細則の改正の日をもって廃止する。
  - ① 独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則第 5 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項並びに第 7 条第 1 項第 7 号に規定する理事長が特に必要と認めた場合の取扱について（平成 15 年 12 月 10 日独信基(305)平成 15 年度第 0639 号)
  - ② グリーンサポート 3 0 0 0 保証取扱要領（平成 16 年 4 月 27 日独信基 305 平成 16 年度第 286 号)
  - ③ フォレストサポート保証取扱要領（平成 21 年 6 月 1 日独信基 303 平成 21 年度第 0019 号)
  - ④ 林業・木材産業経営安定化保証取扱要領（通称：フォレストパートナー保証）（平成 22 年 2 月 1 日独信基 303 平成 21 年度第 169 号)
  - ⑤ 東日本大震災に対処するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則（平成 23 年 5 月 2 日独信基 301 平成 23 年度第 1 号)
  - ⑥ 木材の安定供給を推進するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則（平成 26 年 9 月 25 日独信基 301 平成 26 年度第 18 号)
  - ⑦ 木材の安定供給を推進するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則第 3 条第 2 項に規定する理事長が借入当初から特に必要と認めた場合の取扱について（平成 28 年 3 月 17 日独信基 304 平成 27 年度第 223 号)
  - ⑧ 木材安定供給保証取扱マニュアル（通称：ウッドサポート 5 0 0 0）（平成 26 年 9 月 25 日独信基 304 平成 26 年度第 136 号)
  - ⑨ 素材生産を推進するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用

基金林業信用保証業務細則の特例業務細則（平成 28 年 3 月 17 日独信基 301 平成 27 年度第 39 号）

- ⑩ 素材生産を推進するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則第 3 条第 2 項に規定する理事長が借入当初から特に必要と認めた場合の取扱について（平成 28 年 3 月 17 日独信基 304 平成 27 年度第 225 号）
  - ⑪ 素材生産推進保証取扱マニュアル（通称：ログ・プロダクツ 3 0 0 0）（平成 28 年 3 月 17 日独信基 304 平成 27 年度第 224 号）
  - ⑫ 林業成長産業化地域創出モデル事業を推進するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則（平成 29 年 3 月 31 日独信基 301 平成 28 年度第 32 号）
  - ⑬ 林業成長産業化モデル地域支援保証取扱マニュアル（通称：モデル地域保証）（平成 29 年 3 月 31 日独信基 304 平成 28 年度第 178 号）
  - ⑭ 林業・木材産業災害復旧対策保証取扱要領（平成 31 年 4 月 22 日独信基 302 平成 31 年度第 17 号）
  - ⑮ 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた林業者のための借換資金に係る林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則（令和 2 年 5 月 28 日独信基 302 令和 2 年度第 80 号）
  - ⑯ 事業承継支援に係る特例業務細則（令和 2 年 5 月 28 日独信基 302 令和 2 年度第 83 号）
- 4 別表 1 から別表 4 に定めるものについては、本則の規定にかかわらず、それぞれの別表に定めるところにより債務の保証を行うものとする。

別表 1

林業・木材産業災害復旧対策保証（林業・木材産業災害復旧資金）

1 保証申込受付期間

原則として、当該災害の発生した年度の翌年度末までとする。ただし、当該災害が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）による影響の場合は、令和4年3月31日までとする。

2 保証対象資金

次に掲げる資金のいずれかであって、本則第5条第1項各号に定める資金

- ① 林野庁長官の指定する災害により直接被害を受けた林業者・木材産業者（以下「被災林業者等」という。）の復旧及び資金繰り安定化のために必要な運転資金・設備資金
- ② 林野庁長官の指定する災害による主要取引先の被災などにより間接的に被害を受けた林業者・木材産業者（以下「間接被災者」という。）の資金繰り安定化のために必要な運転資金

3 保証要件、保証割合等

(1) 自然災害等の場合（新型コロナウイルス感染症による影響以外の場合）

区 分	被災林業者等	間接被災者
保証要件	原則として、林野庁長官の指定する災害により、事業用資産等が被災した者。	原則として、被災した取引先に係る売上高等の合計が総売上高等の概ね 20 パーセント以上を占める事業者であって、当該災害の影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して概ね 20 パーセント以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して概ね 20 パーセント以上減少することが見込まれること。
必要書類 (右の区分のうちいずれか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村が発行する罹災（被災）証明書の写し</li> <li>・様式保第1号の7による被災証明書</li> <li>・その他信用基金が適当と認める市町村等が発行する被災証明書等の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式保第1号の8による被災証明書</li> <li>・その他信用基金が適当と認める市町村等が発行する被災証明書等の写し</li> </ul>
保証割合	原則 100 パーセント保証	原則 100 パーセント保証

(2) 新型コロナウイルス感染症による影響の場合

区分	被災林業者等	間接被災者	
保証要件	新型コロナウイルス感染症に従業員が罹患する等の直接的な影響により被害を受けた者。	新型コロナウイルス感染症による影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15パーセント以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15パーセント以上減少することが見込まれる者。	新型コロナウイルス感染症による影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して5パーセント以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5パーセント以上減少することが見込まれる者。
必要書類 (右の区分のうちいずれか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式保第1号の9による被害証明書</li> <li>その他信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式保第1号の9による被害証明書</li> <li>その他信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式保第1号の9による被害証明書</li> <li>その他信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し</li> </ul>
保証割合	原則100パーセント保証	原則100パーセント保証	原則80パーセント保証

4 保証限度額

8千万円とする。

5 保証期間

設備資金 15年

運転資金 5年(長期運転資金の場合は7年)

原則として、更新を認めない。ただし、当該災害発生時に合理化計画で認定された資金については、当該認定期間内(最長5年)に限り短期更新申込みを行うことができる。

6 弁済方法

一括弁済または分割弁済とする。ただし、長期資金は分割弁済とし、据置期間は

運転資金・設備資金ともに2年以内とする。

7 貸付形式

証書貸付または手形貸付とする。

8 保証の利用形態

普通保証とする。

9 連帯保証人

原則1名以上（組合、会社の場合は、代表者を含む。）とする。

10 物的担保

設備資金 原則として、融資対象物件を徴求する。

運転資金 原則として、利用者の財務状況等に応じて徴求する。

11 保証料

当初の貸付けから最長5年間免除することができる。

別表 2

東日本大震災復旧等緊急保証（震災保証）

1 保証対象資金

東日本大震災に伴う原発事故による災害の影響を受けている林業者・木材産業者（福島県内に事業所及びその他の事業拠点を有している者。（以下「被災林業者等」という。）の復旧・復興のために必要な運転資金・設備資金及び資金繰り安定化のために必要な運転資金であって、本則第5条第1項各号に定める資金をいう。

2 保証要件

前項の資金の保証を必要とする場合の保証の範囲は、その保証に係る元利等の残高に100分の100を乗じて得た額とし、最高限度額は2億円とする。ただし、令和4年3月31日までに保証の申込みを受理したものであること。

3 資格要件等

この保証に係る資格要件等については、以下のとおりとする。

区 分	復旧・復興の場合	資金繰り安定化の場合
保証対象者	原発事故に係る警戒区域等（※1）の公示の際に、当該区域内に事業所・事業拠点を有していた者。	福島県内に事業所を有し、原発事故の影響により、保証申込みまでの3か年の年間売上高平均が震災前の3か年の年間売上高平均に満たない者。
必要書類	被災林業者等にあつては、市町村等が発行する罹災証明書の写し等	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に係る農林漁業者等向け制度資金の特例措置について（※2）」に定める被害証明書その他基金が適当と認める市町村等が発行する震災被害の証明書の写し

※1 警戒区域等：警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

※2 令和3年3月24日付け2経営第3262号・2林政企第76号、2水推第1536号農林水産省経営局金融調整課長、林野庁林政部企画課長、水産庁漁政部水産経営課長、増殖推進部研究指導課長通知

4 保証に係る資金の借入期間の最高限度

保証に係る第1項の資金の借入期間の最高限度は15年とする。原則として、更新を認めない。

5 弁済方法等

保証に係る弁済方法、貸付形式、利用形態は以下のとおりとする。

- (1) 弁済方法は、一括弁済又は分割弁済とする。ただし、長期資金は分割弁済とし、据置期間は運転資金・設備資金ともに2か年以内とする。
- (2) 貸付形式は、証書貸付又は手形貸付とする。
- (3) 保証の利用形態は普通保証とする。

## 6 保証料

- (1) 第1項の資金の令和3年度の保証料は、国が助成する額の範囲において保証料を免除する。
- (2) 第1項の資金の令和4年度以降の保証料は、原則に従い徴収する。
- (3) 令和2年度以前に申込みのあった東日本大震災復旧等緊急保証に係る令和2年度以前に納付された保証料においては、期限前に完済した場合には、残余の保証期間に相当する保証料の額を返納する。

## 7 連帯保証人等

連帯保証人を立てることを免ずることができる。

## 8 出資金

新規の保証利用者は当該資金利用分に限り保証額にかかわらず1万円の出資を要する。既に出資を有している者は当該資金利用分に限り追加出資を要さない。

### 別表 3

## 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた林業者のための借換資金に係る林業信用保証

### 1 保証申込受付期間

令和2年5月28日から令和4年3月31日までとする。

ただし、上記期間内であっても、林野庁の林業施設整備等利子助成事業（補助事業者が全国木材協同組合連合会のものに限る。以下「利子助成」という。）又は保証活用支援事業のいずれかの予算の全てが執行された場合にあっては、この限りではない。

### 2 保証対象資金

林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減のための借換えに必要な資金であって、対象資金の貸付利率が既往債務の借入金の利率以下かつ年2パーセント以下であるものについて、信用基金が債務の保証を行うこととする。ただし、次に掲げるものを除いた資金とする。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫資金又は沖縄振興開発金融公庫が融通する資金
- (2) 林業・木材産業改善資金
- (3) 木材産業等高度化推進資金（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（昭和54年8月23日54林野企第83号林野庁長官通知）第7及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について（平成8年11月1日付け8林野流第106号 林野庁長官通知）第9に規定する木材産業等高度化推進資金をいう。）
- (4) 国の補助金を財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金
- (5) 返済期到来後未返済となっている債務及び返済期未到来の債務のうち新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第4号）の施行日より前に生じた期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務

### 3 保証要件

保証対象者は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた者であって、暫定措置法第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定を受けた林業者等又は「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）3の（2）のアに基づき都道府県が選定した育成経営体であって、林業所得が過半を占める者（個人にあっては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあっては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者とする）。

### 4 必要書類

新型コロナウイルス感染症により影響を受けたことを証明する様式保第1号の9「林業・木材産業災害復旧対策保証 被害証明申請書」及び様式保第1号の10「借換資金申込申請書」を、借換への申込みをした融資機関の同意を得た上で、当該融

資機関経由で提出させるものとする。

## 5 保証要件、保証割合

保証の範囲は以下のとおりとする。

区 分	被災林業者等	間接被災者	
保証要件	新型コロナウイルス感染症に従業員が罹患する等の直接的な影響により被害を受けた者。	新型コロナウイルス感染症による影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15パーセント以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15パーセント以上減少することが見込まれる者。	新型コロナウイルス感染症による影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して5パーセント以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5パーセント以上減少することが見込まれる者。
保証割合	原則 100 パーセント保証	原則 100 パーセント保証	80 パーセント保証

## 6 保証限度額

一被保証者についての保証の金額の最高限度は3億円又は林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金のいずれか低い額とする。なお、林業以外の事業についても経営している場合は、上記の保証限度額の範囲以内で林業に係る既往債務の借換借入金額とする。

## 7 保証期間

本借換資金の借入期間の最高限度は10年とする。（なお、設備資金の借換資金については、借入期間の最高限度は、15年とするが、資金融通のための借換えであることから、運転資金として取り扱うものとする。）ただし、原則として更新を認めない。

## 8 弁済方法

原則として、分割弁済、据置期間は2年以内とする。

## 9 貸付形式

証書貸付または手形貸付とする。

## 10 保証の利用形態

普通保証とする。

- 11 連帯保証人等  
連帯保証人を立てることを免ずることができる。
- 12 保証料  
当初の貸付けから最大5年間免除することができる。

## 別表 4

### 事業承継支援保証

#### 1 定義

事業承継とは、親族内承継、役員・従業員承継及び社外への引継ぎを行う者であり、人（経営）の承継、資産の承継及び知的資産の承継のいずれかの承継を伴うものとする。

#### 2 保証要件

保証対象者は、次の（１）または（２）に該当し、かつ、（３）に該当する林業・木材産業を営む法人とする。

（１）保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人

（２）令和２年１月１日から令和７年３月３１日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの

（３）次の①から④の全ての要件を満たす法人

①資産超過であること

②EBITDA有利子負債倍率（注）が 10 倍以内であること

（注）EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) / (営業利益＋減価償却費)

③法人・個人の分離がなされていること

④返済緩和している借入金がないこと

#### 3 連帯保証人

信用基金が保証する債務の範囲が、第２項の要件を満たす対象者が事業承継に必要として借り入れる借入金の元本、利息及び遅延損害金の合計額の残高に 100 分の 80 を乗じて得た額である場合に限り連帯保証人を立てることを免ずるものとする。

#### 4 保証料

当初の貸付けから最大５年間免除することができる。

#### 5 必要書類

第３項の要件を満たす対象者は、前２項の免除を受けようとする場合には、別に定める様式保 1 号の 10 の「事業承継計画書」及び様式保 1 号の 11 の「財務要件等確認書」を信用基金に提出するものとする。